

十市監委第 70-11 号  
平成 27 年 11 月 11 日

請 求 人 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員職務執行者 豊川 泰 市

### 住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成 27 年 9 月 10 日に地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された「十和田市職員措置請求書」に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受理

平成 27 年 9 月 10 日付けで提出のあった「十和田市職員措置請求書」(以下「請求書」という。)は、平成 27 年 9 月 14 日に收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書の調製に一部不備な点が認められたので、請求人による補正がなされ、平成 27 年 10 月 14 日に受理した。

#### 第 2 請求の要旨

平成 27 年 9 月 10 日付けで提出された請求書の内容は、次のとおりである。(原文のまま記載)

### 請求の要旨

監査委員に対し、十和田市職員が十和田市立新渡戸記念館の解体を行うために「実施設計業務委託契約」及び「解体工事契約」を締結することを防止するため、必要な措置を講じることを求めます。

### 請求の理由

1、 十和田市は、太素塚地内に設置している十和田市立新渡戸記念館について「コンク

リートの推定強度が著しく低く危険な状態であることが判明した」ことを理由に、施設を廃止して解体工事を実施すると、平成27年6月議会に、解体事業費2980万6000円の補正予算額を提案し可決されました。その予算に基づく解体のための「実施設計業務委託契約」「解体工事契約」がそれぞれ契約締結権限を持った十和田市職員により行われることが相当の確実さをもって予測されます。

- 2、 しかし、新渡戸記念館の耐震診断は正式な手順を踏んでいません。コンクリートの圧縮強度が低かったのであれば、再度きちんとコンクリートコアを抜いて圧縮強度の再検査をすることが耐震診断基準で求められているということですから、一回目の検査だけで「危険」と決め付けるのは間違いと思います。建物の構造や設計図書からは、十分な耐震性を持つ建物であると推測されます。
- 3、 新渡戸記念館が保管している資料が市民にとって貴重な文化資産であることは誰もが認めています。危険との報告で、とりあえず休館という応急措置を取ることは妥当かもしれませんが、休館の間にきちんと耐震性を確認して、今後の措置をしっかりと検討するのが本当の姿だと思います。  
きちんとした耐震診断が為されているわけでもない新渡戸記念館が、貴重な文化資料の保存対策も取られないまま解体が云々されるのは、市民として納得できません。
- 4、 耐震性がある、又は補強すれば安全が確保できるなら、記念館の解体は、市民に大きな損失を与えることとなります。監査委員としてこのような契約の締結を防止し、予算の執行は停止させるべきと思います。

#### 事実証明書

- 1、 東奥日報の6月26日付夕刊記事写し
- 2、 7月30日付内容証明郵便写し

#### 第3 補正書の提出

本件請求は、請求書の調製に一部不備な点が認められたので、請求人に対し平成27年9月18日付け及び平成27年9月30日付けで補正を求めたところ、平成27年9月24日付け及び平成27年10月2日付けでそれぞれ補正書が提出された。

その内容は次のとおりである。(原文のまま記載)

・新渡戸記念館の耐震性に問題がないことは、9月18日に裁判所に提出された永井建築構造設計の技術報告書(甲19号証の2)及び9月15日付のケーススタディ結果を知らせるメール(甲19号証の1)で明らかとなってきた。従って、新渡戸記念館を壊さなければならない公益上の必要はない。

・公益上の必要がない事柄に予算を使用するのは、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反する違法行為である。

## ※事実証明書として

- ・ 9月15日18時26分送信永井裕子氏メール
- ・ 「技術報告書～新渡戸記念館耐震診断計算ケーススタディ結果～」を追加提出します。

## 第4 監査の実施

本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1 請求人の証拠の追加提出及び陳述の機会の付与

平成27年10月14日付けで請求人に対し請求書の受理及び陳述等の機会の付与について通知したところ、平成27年10月21日付けで請求人から「陳述及び追加の証拠提出は行わない。」旨回答があり、新たな証拠の提出及び陳述は行われなかった。

### 2 監査対象事項

請求人は、十和田市職員が旧十和田市立新渡戸記念館(以下「旧記念館」という。)の解体を行うために「実施設計業務委託契約」及び「解体工事契約」を締結することを防止するため、必要な措置を講ずることを求めている。また、旧記念館を壊さなければならない公益上の必要はなく、公益上の必要がない事柄に予算を使用することは法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反し、違法なものとしている。

### 3 監査対象部署に対する事情聴取

旧記念館を所管する観光商工部及び財産管理を所管する総務部を監査対象とし、関連する関係書類の提出を求めるとともに、関係職員への事情聴取を平成27年10月23日に行った。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係

旧記念館の解体事業費について、平成27年第2回十和田市議会定例会に補正予算として次のとおり提案され、平成27年6月26日に可決された。

- ・ 実施設計業務委託料 1,635,000 円
- ・ 解体工事費 28,171,000 円

### 2 監査委員の判断

法第242条は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長等又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る行為があると認めるとき(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)は、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる旨を規定している。本規定は、普通地方公共団体の長等又は職員による財務会計上の行為又は怠る行為によって、当該団体に損害を与え、又は与えるおそれがある

場合において、当該行為の執行を防止、是正することを目的とするものである。

本件住民監査請求は、旧記念館解体に係る契約締結の防止を求めるものであり、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に該当する。この「相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、単にその可能性が漠然と存在するというにとどまるものではなく、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すものと解されている。

さて、請求人が措置を求めている旧記念館の解体に係る契約締結の防止について、関係職員からの事情聴取等に基づき、次のように判断する。

現在、予算計上された旧記念館の解体事業費の執行状況については、旧記念館に収蔵されている史料が館内に存在していることから、旧記念館の解体についての手続きを進めることができない状態にあるため、契約等の予算執行は行われていない。

また、現在の旧記念館の電気、上下水道、電話及び機械警備業務委託については、十和田市立新渡戸記念館が廃止となった平成 27 年 7 月 1 日以降旧記念館内の史料の劣化等の防止のために、十和田市が支出している。今後の取扱いについても、市の広報やホームページにおいて「旧記念館に収蔵されている史料の状態を維持するために、当面は、電気、水道等の供給設備は継続する。」旨を明らかにしており、電気等のインフラについては、旧記念館内に史料が存在する限り、停止することはないものと判断される。

さらに、旧記念館内に収蔵されている史料については、新渡戸家・太素顕彰会・十和田市の三者所有のものが混在し、この取扱いについて三者間での協議が必要となるが、この三者の協議が終結しない間は、旧記念館に収蔵されている史料は、引き続き旧記念館内に存在するものと判断される。

以上のことから、旧記念館に収蔵されている史料の取扱いについての協議が整わないうちは、旧記念館から資料の搬出ができない状況が続き、かつ、この史料の保全のための電気等のインフラは接続された状態となる。当然、この電気等のインフラを接続した状態での旧記念館の解体は不可能であり、そのための各契約の発注もできないものであると判断する。

いずれにしても、旧記念館内に史料が存在する限り、旧記念館の解体のための「実施設計業務委託契約」及び「解体工事契約」の締結は、当面執行されることはないものと判断される。よって、当該財務会計上の行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測されるものではないと判断する。

このことから、本件請求は監査請求対象行為には該当しないものであると判断した。当然、当該財務会計上の行為が行われないものであるため、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項に反する行為でもないものと解する。

### 3 結論

監査の結果、旧記念館の解体を行うための「実施設計業務委託契約」及び「解体工事契約」の締結を防止することを求めた本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。